

(様式第1)

介護保険 認定調査票・主治医意見書の情報提供に係る申請書

(宛先)東大阪市長

(申請日) | ●年 ●月 ●日

申請者	事業者(法人)	事業所・施設名		被保険者との関係 ☐ 居宅介護支援事業者 ☐ 地域包括支援センター ☐ 介護保険施設 ☐ 地域密着型サービス等事業者 ※ ☐ 特定施設
	社会福祉法人 しあわせの会	居宅介護事業所 ハッピーラグビー		
	担当者(介護支援専門員等)	事業所・施設の所在地	電話番号	
	東大阪 花子	〒 ●●● - ●●●● 東大阪市長本北●●-▲-■	●●●-●●●●-●●●●	

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を除く。

下記の被保険者から依頼をうけ、居宅サービス計画、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメント等の作成のために利用したいので、下記書類の提供を申請します。
なお、提供を受けた情報は、介護サービス計画の目的以外には一切使用しないこと及びその情報の管理については適切に行い、知り得た個人情報については第三者に漏らさないことを誓約します。

★窓口で情報提供資料を受け取る場合は、来庁された方のご本人確認書類(運転免許証等)と、事業者にも所属することがわかる職員証等の提示が必要です。

	被保険者番号	氏名	認定状況	生年月日	開示申請書類	本人の同意	依頼の届出	認定調査票	主治医意見書
1	○○○○○○○○○○	東大阪 太郎	☒ 介護・支援 ☐ 事業対象	明・大・昭・西暦 ●●年 ●●月 ●●日	☒ 認定調査票 ☒ 主治医意見書	有・無	有・無	開示・非開示	開示・非開示
2	△△△△△△△△△	関西 五郎	☒ 介護・支援 ☐ 事業対象	明・大・昭・西暦 ●●年 ●●月 ●●日	☐ 認定調査票 ☒ 主治医意見書				開示・非開示
3	□□□□□□□□□	近畿 花子	☐ 介護・支援 ☒ 事業対象	明・大・昭・西暦 ●●年 ●●月 ●●日	☒ 認定調査票 ☐ 主治医意見書				開示・非開示
4			☐ 介護・支援 ☐ 事業対象	明・大・昭・西暦 年 月 日	☐ 認定調査票 ☐ 主治医意見書	有・無	有・無	開示・非開示	開示・非開示
5			☐ 介護・支援	明・大・昭・西暦	☐ 認定調査票			開示・非開示	開示・非開示
6									示
7									示
8									示

※太枠内のみ記入してください

現在の認定状況に該当する欄に「✓」を付けてください。

情報提供が必要な文書に「✓」を付けてください。

●申請者の押印は省略します。
●申請は認定結果が出た後をお願いします。
(介護認定審査会予定日などの進捗状況は市ウェブサイトで確認できます。)
詳しくは裏面の注意点をご覧ください。

以下は、記入しないでください。

市 確 認 欄	提供区分	提供日	提供資料の受領者		事業者にも所属する職員の確認書類	確認	受付	受付印
	☐ 窓口 ☐ 郵送		☐ 担当者 ☐ 担当者以外 (氏名) (所属事業所名)		☐ ケアマネ証・運転免許証等 ☐ 職員証・名札等 ☐ その他()			

認定調査票・主治医意見書の情報提供を申請する際の注意点

情報提供を申請できる時期

- 介護認定審査会が終了し、要支援・要介護の認定結果が出た後から申請できます。
被保険者証で認定結果を確認してからご申請ください。
なお、介護認定審査会予定日などの進捗状況は、市ウェブサイトでご確認できます。
- [更新申請で、更新後の有効期間到来前にあらかじめ旨の届をされる場合]
毎月20日以降は翌月1日付で「旨の届」のお預かりは可能ですが、情報提供の申請は翌月1日以降にお願いします。

情報提供の申請方法

★令和8年8月1日より、申請者の押印が省略になりました

- 窓口申請
申請書、下記の必要書類を介護認定課へ持参してください。(東大阪市役所9階 1番窓口)
原則、即日交付はできません。
一週間程度を目安に受取りにご来庁いただくか、郵送交付をご希望される場合は、返信用封筒(必要分の切手を貼付)をご持参ください。
- 郵送申請
申請書、下記の必要書類を介護認定課へ郵送してください。

申請時に必要なもの

- 窓口申請の場合
来庁者が申請者欄に記載した法人の所属職員であることがわかる【来庁者の職員証】の提示
- 郵送申請の場合
・申請者欄に記載した【担当者の職員証(写し)】を添付
・返信用封筒(必要分の切手を貼付してください)

ただし、個人事業所など法人としての職員証を発行していない場合は、【介護支援専門員証】を提示(添付)
※有効期限の記載のあるもの

窓口での受取りに必要なもの

- 窓口に来られる方の
- 顔写真付きの本人確認書類
(介護支援専門員証・調査員証・運転免許証・マイナンバーカード等)
 - 旨の届が提出されている事業所に所属していることがわかるもの
(職員証・名刺等)

上記書類のご提示がない場合は、資料をご提供できませんのでご注意ください。

情報提供された資料の目的外使用の禁止

認定調査票・主治医意見書の情報提供は、被保険者からサービス計画の作成を依頼された事業者に対し、利用者の心身の状態を把握し適切なケアプランを作成する目的に限り行うものです。
ケアプランの作成がすでに完了している場合や、新規申請・更新申請で非該当認定となった場合は、ケアプラン作成の必要がないため、情報提供の申請はお受けできません。(総合事業の場合を除く。)

東大阪市から他市町村への転出者について

転出先の市町村にてサービス計画作成依頼届出書を出されていることがわかる文書(介護保険被保険者証等)の写しを合わせて添付してください。

他市町村から東大阪市への転入者について

転入前の要介護・要支援認定を引継いでいる場合、東大阪市に認定調査および主治医意見書の情報はありませので、転入前の市町村へご請求ください。

施設入所者の情報提供について

(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、グループホーム等)

入所契約書(利用者と施設側で入所契約がなされていることがわかる双方の署名・捺印部分のみで可)を添付してください。



東大阪市マスコットキャラクター

トライくん

【お問い合わせ先】

東大阪市 福祉部
高齢介護室 介護認定課
〒577-8521
大阪府東大阪市荒本北1-1-1
(電話) 06-4309-3190